

協議事項（１）

会長及びその職務代理者を定めることについて

淡路市国民健康保険運営協議会規則（平成１７年淡路市規則第１１４号）第４条の規定により、次のとおり会長及びその職務代理者を定める。

会 長 宮 本 肇

職務代理者 藪 内 博 章

【参考】

淡路市国民健康保険運営協議会規則抜粋

（会長）

第４条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選出する。

２ 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選出された委員がその職務を代理する。